

奈良市立明治・大安寺西幼稚園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答

R3.12.24
子ども政策課

番号	項目	質問内容	回答
1	利用定員	令和7年度の定員見直しが施設整備に係る補助金に何らかの影響を与えることはありますか。	移管先候補法人が運営を開始した後、当初提案と保育需要の実情に乖離が生じている場合は、当初提案のあった定員のうち、1号・2号認定子どもの定員を法人と市の協議による合意形成のうえで見直しを行うことができます。ただし、補助金額決定後に見直しを行っている場合は、決定金額が減少する場合がありますので、事前に具体的な案を提示して奈良市子ども政策課へご相談ください。施設整備内容により補助金算定の考え方や基準が異なります。なお、定員を変更する場合も当初提案をもとに移管先法人の選定をおこなっておりますので、施設整備内容の変更は原則認められませんのでご注意ください。

※質問に関する回答は原則として両園に共通する事項です。ただし、特定の園名を挙げて回答した項目についてはこの限りではありません。

◆令和3年8月公表の公募時における質問及び回答について

※再公募時点において対象となる園に対する回答事項は効力を有しますので、ご参照ください

奈良市立大宮・明治・大安寺西幼稚園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答

R3.9.16
子ども政策課

番号	項目	質問内容	回答
1	施設整備	法人に園舎の所有権がない令和4年度から、法人が施設整備を開始できる内容であると思われませんが、その認識で良いのでしょうか。	施設整備は移管前であっても実施可能となりますが、園は通常運営を行っていることから、既存園舎を整備する場合は工事の実施時期を園の長期休業中とするなど、在園児に最大限配慮した計画としてください。その場合であっても、在園児及び周辺住民への事前説明など適切に対応いただくとともに、工事の詳細内容については細かな調整が必要となりますので、その点をご理解いただき検討をお願いします。
2	施設整備	施設整備の開始時期（民間移管前と民間移管後）の違いにより、補助金等の取扱いに差異はありますか？	既存園舎の改修を想定される場合、補助金を活用するには自己所有物件であることが要件となるため、建物の所有権移転後（令和5年4月以後）に実施頂く必要があります。 また、園舎の建替えや増改築を想定される場合、その内容により移管前（令和5年4月以前）であっても一部補助金の対象となる場合があります。（すべての工事が補助対象となるものではありません） 補助金については、国の予算（保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金）を活用し、市の予算の範囲内で補助を実施することになります。 なお、特定の計画が補助対象であるかの判断については、具体的な計画をお示しのうえ、ご確認ください。
3	施設整備	対象園について遺跡等の調査状況はどのようになっていますでしょうか。園庭部分について、遺跡調査の有無。埋蔵遺跡ありの可能性。	◆明治幼稚園 施設整備等に際し、埋蔵文化財等に関する届出は不要です。 ◆大宮幼稚園・大安寺西幼稚園 施設整備の内容により、埋蔵文化財等に関する届出が必要です。詳細は奈良市文化財課（TEL：0742-34-5369）までお問い合わせください。
4	施設整備	仮園舎等の対応可能な土地はありますか。公的にお借りできる土地はあるでしょうか。	市有地において施設整備に伴う仮設園舎等の設置を目的とした敷地の譲渡及び貸与を行う予定はありません。

※質問に関する回答は原則として3園に共通する事項です。ただし、特定の園名を挙げて回答した項目についてはこの限りではありません。

奈良市立大宮・明治・大安寺西幼稚園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答

R3.9.22
子ども政策課

番号	項目	質問内容	回答																																
5	審査内容	法人が運営する既存施設は、奈良県から遠方になりますが、現地調査については問題ないでしょうか。	現地調査については、園の状況写真等を提供いただくことやリモートで実施する等、現在の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を含めて、対応方法を検討し、市より応募法人に対して通知させていただきます。																																
6	職員配置	◆明治幼稚園 ◆大安寺西幼稚園 職員の配置状況について 常勤（幼稚園教諭） 非常勤（幼稚園教諭） その他	◆明治幼稚園・大安寺西幼稚園の職員配置状況については、以下の一覧表のとおりです。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <caption>◆明治幼稚園 R3.9.1 時点</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職員区分</th> <th>補職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 常勤</td> <td rowspan="2">一般職</td> <td>保育教育士(園長)</td> </tr> <tr> <td>保育教育士(担任)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>フルタイム会計年度任用職員</td> <td>保育教育士(担任)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4 非常勤</td> <td rowspan="4">パートタイム会計年度任用職員</td> <td>保育教育士(特別支援教育支援員)</td> </tr> <tr> <td>保育教育士(一時預かり担当)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <caption>◆大安寺西幼稚園 R3.9.1 時点</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職員区分</th> <th>補職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 常勤</td> <td rowspan="2">一般職</td> <td>保育教育士(園長)</td> </tr> <tr> <td>保育教育士(担任)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>フルタイム会計年度任用職員</td> <td>保育教育士(担任)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4 非常勤</td> <td rowspan="4">パートタイム会計年度任用職員</td> <td>保育教育士(特別支援教育支援員)</td> </tr> <tr> <td>保育教育士(一時預かり担当)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>事務補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、シルバー人材センターより用務員の派遣（3人体制での交代勤務）があります。</p>	区分	職員区分	補職	1 常勤	一般職	保育教育士(園長)	保育教育士(担任)	3	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士(担任)	4 非常勤	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士(特別支援教育支援員)	保育教育士(一時預かり担当)			区分	職員区分	補職	1 常勤	一般職	保育教育士(園長)	保育教育士(担任)	3	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士(担任)	4 非常勤	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士(特別支援教育支援員)	保育教育士(一時預かり担当)		事務補助
区分	職員区分	補職																																	
1 常勤	一般職	保育教育士(園長)																																	
		保育教育士(担任)																																	
3	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士(担任)																																	
4 非常勤	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士(特別支援教育支援員)																																	
		保育教育士(一時預かり担当)																																	
区分	職員区分	補職																																	
1 常勤	一般職	保育教育士(園長)																																	
		保育教育士(担任)																																	
3	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士(担任)																																	
4 非常勤	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士(特別支援教育支援員)																																	
		保育教育士(一時預かり担当)																																	
		事務補助																																	
7	その他	◆明治幼稚園 移管決定後に、明治小学校裏手の職員駐車場の利用は可能でしょうか。 ※自動車通勤職員のみ	◆明治幼稚園 ご質問の土地については小学校敷地であり、移管後の法人職員の駐車場として利用いただくことはできません。																																
8	その他	◆明治幼稚園 施設整備時に同駐車場の工事関係車両の利用は可能でしょうか。	◆明治幼稚園 質問7の回答にある通り、小学校敷地となることから、基本的には工事関係車両等の駐車場として利用することはできません。資材や機材の搬入のための一時的な利用や通行等、状況に応じてご利用いただくこともありますが、その場合であっても具体的な時期や内容等をもって事前協議が必要です。																																

※質問に関する回答は原則として3園に共通する事項です。ただし、特定の園名を挙げて回答した項目についてはこの限りではありません。

奈良市立大宮・明治・大安寺西幼稚園の移管先法人公募に係る質問事項及び回答

R3.9.27
子ども政策課

番号	項目	質問内容	回答
9	施設整備	給食室等の大掛かりな改修工事に係る補助金は今回の奈良市幼保再編計画の一部として織り込まれていますでしょうか。また、その予算額及び対象はどの様になっていますでしょうか。詳細が知りたいです。	本公募については、再編実施計画に基づき移管先法人募集を実施していますが、施設整備の必要性については、個別の公募条件に規定していることから、その内容については法人からの提案により事業規模等を決定しています。そのため、事前に予算化しているものではなく、補助金については、国の予算（保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金）を活用し、市の予算の範囲内で補助を実施することになります。なお、特定の計画が補助対象であるかの判断については、具体的な計画をお示しのおえ、ご確認ください。

10	施設整備 提案内容	園舎の建替え等に係る施設整備補助金について、同補助金が認められない、若しくは補助金の確保が先送りになった場合等については、3号認定の受入れについて猶予いただけますでしょうか。また、同補助金の対象にならない場合は存在しますでしょうか。	本公募における施設整備は補助金交付を前提としたものではないため、施設整備に係る補助が得られないことを理由に3号認定の受け入れを猶予することはありません。また、特定の施設整備計画に対し、補助金の有無を判定するにあたっては、子ども政策課に各法人でご検討いただいている個別具体的な計画を期間に余裕をもって提示のうえ、補助金額の算定を依頼してください。
11	提案内容	園舎の整備について提案した場合、その提案は基本踏襲するといった内容でしたが、問9・10の項目が叶わない場合他、建物について行政の許可や地元の合意他による変更の場合はどの様な取り扱いになるのでしょうか。	本公募における法人提案は本募集条件に規定があるとおり、奈良市からの指示がない限り、法人の意思によって事後的に提案内容を変更することは認められませんので、法人には自己の提案に基づいた取組を進めていただきます。ただし、やむを得ない理由により、一部変更等が生じる場合については、教育・保育の内容を踏まえ法人の考えを示したうえで、事前に市の承認を得てください。
12	提案内容	施設整備の基本計画は建物を使用する中で大きく変化して然るべきと考えますが、整備計画は初めから固まったものを用意するというお考えでしょうか。	提案いただいた整備計画を含めた提案内容をもって法人を審査しますので、提案内容を含め法人の評価根拠となった内容を応募書類提出後に法人都合で変更することは原則認められません。ただし、計画の進行上やむを得ない事情が生じたとき市が認めた場合はこの限りではありません。
13	利用定員	実際に現在の幼稚園でいらっしゃる現員に比して大きな数の定員を基準とされていますがこの算出機序はどの様になっていきますでしょうか。	本公募での基準となる最低限設定すべき利用定員の考え方について、1号認定は、各施設が長年にわたり地域の幼稚園として1号ニーズを引き受けてきたという経緯を踏まえ、地域のニーズを充足できるよう設定しています。2・3号認定については、地域の保育需要を踏まえ最低基準を設定しています。また、これらにあわせて、地域の開発状況・近隣の幼保施設の状況・就学前児童数等の要因などを踏まえて総合的に設定しています。
14	公定価格	実際の子どもの数に対して大きく異なる定員の設定を求められるわけですが、同じ員数で定員の多い少ないによって公定価格の収入に差が出ることはありませんか。また差が出る場合はその差額は補填されますか。	それぞれの最低基準となる利用定員の考え方については問13でお示ししたとおりです。園運営等に関する個別具体的な想定については応募法人において実施していただきますようお願いいたします。また、募集条件に起因するしないに関わらず、公定価格上の利益を逸した場合にもそれらの補填等を行うことはありません。
15	利用定員	奈良市の方で提示頂いた定員を基準に定員設定をし、数年後の見直しにおいてはどの様な見直しを頂けますか。例) 5歳児 1号23人 2号7人 実際に園児は1号5人 2号18人であった場合、定員見直し1号5人 2号20人 などの見直しは検討頂けますか。	市立幼稚園の民間移管においては、地域のニーズを継承する公私連携施設として、1号認定ニーズの受け皿を担っていただくこととしています。利用定員の見直しに当たっては、法人より定員変更の根拠となる資料をお示しいただいたうえで、地域のニーズの受け皿として支障が出ない範囲での協議を行っていきたいと考えています。
16	三者協議会	民間移管後の保護者や地域の方との話について、三者協議とありますが、公私連携ということで保護者・地域との調整役としてご尽力頂けると捉えてよいでしょうか。オブザーバーという感じでは無いと考えてよいでしょうか。	三者協議会において本市は、あくまで中立的な立場で当事者として協議に参加します。三者が対等な立場で新たな園運営等に関する協議を行うことから一定の意見衝突も想定されますが、サービスの提供者である法人と利用者である保護者間での議論により関係者の理解を深めていくことが重要であると考えています。また、法人の提案に関する説明責任が提案者にあることは言うまでもありませんが、法人又は保護者の要請に応じて、市立施設の状況説明や保護者の意見集約など中立的な立場を保ったうえで協力することは可能です。

17	三者協議会	公立故、継続できる事など多くの事柄について、私立では体制面、資金面など難しいことがございます。この様な点については奈良市の方へ率直な返答をさせて頂く場合、我々と共に保護者・地域と話し合いその解決にお力添え頂けると考えてよいでしょうか。	問16でもお示したとおり、提案の理由や根拠を説明する責任は提案者にありますので、相手方の要望に答えられないという場合には、具体的な理由を明らかにしたうえで、原則として三者での協議を重ねて両者の理解を深めていく必要があると考えています。また、本市としても三者協議会の当事者の立場を有していることから、特定の事項については意見表明する場合があります。公私連携施設として、市立幼稚園からの継続性に配慮いただくことも法人募集の条件としていることから、全ての項目において法人都合の変更を認めるものではありません。また、法人選定時点で提案していた内容についても三者協議会において法人が保護者代表者の理解を得ることが出来なかった場合等に協議を経て変更となる場合があります。
18	施設整備	登降園の保護者用の駐車場の確保について定義されておられました。実際に駐車場はどれくらい確保することが必要でしょうか。またそれに未達の場合はどの様になりますか。住宅地故、非常に頭の痛い問題の一つです。	駐車場台数については、支給認定別の利用状況や近隣道路状況などを踏まえて法人において検討いただきたいと考えています。駐車スペースの確保数に明確な水準があるわけではありませんが、法人選定においては定量的な情報も踏まえた評価となることが考えられます。
19	三者協議会	保育教育の内容、行事、その他において今までに公立幼稚園としてされてこられた事に比して変化のある事柄については必ず三者協議における承認が必須でしょうか。奈良市バンビープランに記載のある事項等を踏襲するものである場合は奈良市として賛同及び保護者への説明説得にお力添えを頂けますでしょうか。	保護者の実費負担に関する場合を除き、常に全ての事項を三者協議会にかける必要はありませんが、令和4年度に実施していただく三者協議会は移管後の運営内容を決定するためのものですので、可能な限り丁寧に協議を進めていくことが望ましいと考えています。問16でお示したとおり、提案の理由や根拠を説明する責任は提案者にあります。奈良市立こども園カリキュラムの趣旨に沿ったものである場合、中立的な立場としてお伝えすることは可能であると考えています。なお、園児・保護者等のスムーズな移行のため、現行の取り扱いからの変化については、可能な限り三者での協議を重ねて関係者の理解を深めていく必要があると考えています。
20	園児募集	園児入所について 園児の確保が出来るか否かが運営上大きな要となります。入所案内において、奈良市幼保再編プランによる公私連携型の園に関し、入所希望の保護者に推し進めて頂くことはありますでしょうか。	入所相談等における特定施設の推奨又はあっ旋については、特別な事情がない限り公平性の観点から実施しません。

※質問に関する回答は原則として3園に共通する事項です。ただし、特定の園名を挙げて回答した項目についてはこの限りではありません。